

第26回大垣市都市計画景観審議会 書面表決結果について

決 議 事 項	決 議 結 果
第1号議案 大垣市都市計画マスタープランの変更について	原案どおり承認（全員）
第2号議案 大垣都市計画道路の変更について	原案どおり承認（全員）
第3号議案 大垣都市計画駐車場の変更について	原案どおり承認（全員）

No.	意見等	意見に対する回答
第1号議案 大垣市都市計画マスタープランの変更について		
1	【33頁、38頁】 「土地利用」の考え方について、それを実現するためにどうするのかという視点が薄いように思います。 この計画を見た市民が、「どのように行動するのか」、「どこに土地を獲得して、そこで何をすることが良いと考え得るのか」といったアクティブな目線で見られるものとする、少しでも生きた都市計画となるのではないかと思います。	「マスタープラン」は本市の都市計画の総合的な指針を示したものであり、33頁、38頁に記載している内容は市の考え方及び方向性を表しています。 そのため、臨機応変な対応を可能にするための余地を残した記載となっています。 今後、具体的な計画の中で検討してまいります。
2	【35頁、38頁】 再生ゾーン、再構築との記載について、「再」をつけると何か起こりそうな気はしますが、「再」によってどういった方向とすることがそのエリアにとって最善なのか、どういった主体でそれを実現するのかを考えていく必要があると考えます。 そのエリアのポテンシャル、ニーズが本当に未だに一致しているのか。一致し	ご意見のとおり、その地域の持つ「ポテンシャル」や「ニーズ」を把握したうえで、最善な方向性を検討していく必要があると考えております。 「再」によってどのような方向性とするのがその地域にとって最善なのかについて、今回は大きな方向性を示すものです。 詳細については、今後関連する分野別

	ているとしたら、何故空洞化しているのかを明示し、解決する方向を示す必要があると考えます。	計画との整合を図りながら、土地利用の方針を検討してまいります。
3	【63頁】 景観まちづくりは、景観遺産として指定することだけでは、その効果が薄いように思います。 その景観を誰が愛でて、誰がどのように活用していくのかを議論し、合意形成していかなければ、景観の「保全」のみにとどまり、次世代への継承へつなげにくくなると考えます。	大垣市景観遺産は、「ふるさと大垣の残したい景観を有する建造物等」を市民からの応募により指定し、景観まちづくりに生かすものです。 今後は、所有者の意向確認を行いながら、管理状況等の把握に努め、指定から「保存」、「活用」について検討していきたいと考えております。
4	【79頁】 揖斐川を東に渡る都市計画道路は、黄色の点線（未整備）となっていますが、完成していると思います。 さらに何かするということであれば、そのままで良いですが。	都市計画道路：寺内安八線については、暫定2車線での供用開始をしており、将来的には4車線の計画となっているため、現在の表示としております。
第2号議案 大垣都市計画道路の変更について		
	意見なし	
第3号議案 大垣都市計画駐車場の変更について		
1	どんな平面駐車場にするのが良いのか議論が必要だと考えます。 アスファルトの平面のみでは周辺の雰囲気向上は期待できません。緑化駐車場や公園のように利用でき、利用頻度が少ない時は、駐車場としてだけでなく、マルシェなど別の利用ができることが望ましいと考えます。	駐車場としての利用だけではなく、災害時における活用など、多様な利活用ができる平面駐車場となるよう取り組んでまいります。

決議日 令和3年2月8日